

木祖村農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」

令和 5 年 3 月 2 9 日

木祖村農業委員会

第 1 基本的な考え方

農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号。以下「法」という。）の改正法が平成 28 年 4 月 1 日に施行せられ、農業委員会においては、「農地等の利用の最適化の推進」が最も重要な必須事務として、明確に位置づけられた。

木祖村においては、西山地区や大原地区のような圃場整備された平坦で大規模な一団の農地が存在する一方、山沿いの農地などの狭隘な農地も存在しており、場所によって農地の利用状況や営農形態が異なっており、それぞれの場所に応じた取り組みを推進し、それに向けた対策の強化を図ることが求められている。

圃場整備されていない山沿いの農地は、遊休農地の発生が懸念されており、その発生防止・解消に努めていく一方で、圃場整備された農地については、農地中間管理事業を活用しながら担い手への集積、集約化していく必要がある。

以上のような観点から、地域の強みを生かしながら、活力ある農業・農村を築くため、法第 7 条第 1 項に基づき、農業委員と農地利用最適化推進委員（以下「推進委員」という。）が連携し、担当地域ごとの活動を通じて「農地等の利用の最適化」が一体的に進んでいくよう、木祖村農業委員会の指針として、具体的な目標と推進方法を以下のとおり定める。

なお、この指針は、令和 15 年を目標とし、農業委員及び推進委員の改選期である 3 年ごとに検証・見直しを行う。

また、単年度の具体的な活動については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」（令和 4 年 2 月 2 日付け 3 経営第 2584 号農林水産省経営局長通知、令和 4 年 2 月 25 日付け 3 経営第 2816 号農林水産省経営局農地政策課長通知）に基づく「最適化活動の目標の設定等」のとおりとする。

第 2 具体的な目標と推進方法

1. 遊休農地の発生防止・解消について

(1) 遊休農地の解消目標

	管内の農地面積 (A)	遊休農地面積 (B)	遊休農地の割合 (B/A)
現状 (令和 5 年 2 月)	205ha	9ha (A 分類)	4.4%
3 年後の目標 (令和 8 年 2 月)	202ha	6ha (A 分類)	3.0%
目標 (令和 15 年 2 月)	200ha	0ha (A 分類)	0%

(2) 遊休農地の発生防止・解消の具体的な推進方法

① 農地の利用状況調査と利用意向調査の実施について

○ 農業委員と推進委員の担当制又はチーム制による農地法（昭和 27 年法律 229 号）第 30 条第 1 項の規定による利用状況調査（以下「利用状況調査」という。）と同法第 32 条第 1 項の規定による利用意向調査（以下「利用意向調査」という。）の実施について協議・検討し、調査の徹底を図る。それぞれの調査時期については、「農地法の運用について」（平成 21 年 12 月 11 日付け 21 経営第 4530 号・21 農振第 1598 号農林水産省経営局長・農村振興局長連盟通知）に基づき実施する。

なお、従来から農地パトロールの中で行っていた、違反転用の発生防止・早期発見等、農地の適正な利用の確認に関する現場活動については、利用状況調査の時期にかかわらず適宜実施する。

- 利用意向調査の結果を踏まえ、農地法第 34 条に基づく農地の利用関係の調整を行う。
- 利用状況調査と利用意向調査の結果は、速やかに「農業委員会サポートシステム」に反映し、農地台帳の正確な記録の確保と公表の迅速化を図る。

② 農地中間管理機構との連携について

○ 利用状況調査の結果を受け、農家の意向を踏まえた農地中間管理機構への貸付手続きを行う。

③ 非農地判断について

○ 利用状況調査によって、再生利用が困難と区分された農地については、現況に応じて速やかに「非農地判断」を行い、守るべき農地を明確化する。

(3) 遊休農地の発生防止・解消の評価方法

遊休農地の発生防止・解消の進捗状況は、遊休農地の割合により評価する。

単年度の評価については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づく「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」のとおりとする。

2. 担い手への農地利用の集積・集約化について

(1) 担い手への農地利用集積目標

	管内の農地面積（A）	集積面積（B）	集積率（B/A）
現状 （令和 5 年 2 月）	205ha	120ha	58.6%
3 年後の目標 （令和 8 年 2 月）	202ha	122ha	60.0%
目標 （令和 15 年 2 月）	202ha	122ha	60.0%

【参考】担い手の育成・確保

	総農家数 (うち、主業農家数)	担い手			
		認定農業者	認定新規就農者	基本構想水準 到達者	特定農業団体 その他の集落 営農組織
現状 (令和5年2月)	172戸 (42戸)	14 経営体	2 経営体	10 経営体	1 経営体
3年後の目標 (令和8年2月)	170戸 (43戸)	16 経営体	1 経営体	10 経営体	2 経営体
目標 (令和15年2月)	160戸 (40戸)	15 経営体	1 経営体	10 経営体	2 経営体

(2) 担い手への農地利用の集積・集約化に向けた具体的な推進方法

① 「地域計画」の作成・見直しについて

○ 農業委員会として、地域ごとに人と農地の問題解決のため、10年後の農業の在り方と農地利用の将来像を描く「地域計画」の作成と見直しに主体的に取り組む。

② 農地中間管理機構との連携について

○ 農業委員会は、木祖村、長野県農地中間管理機構、木曽農協等と連携し、(ア)農地中間管理機構に貸付を希望する復元可能な遊休農地、(イ)経営の廃止・縮小を希望する高齢農家等の農地、(ウ)利用権の設定期間が満了する農地等についてリスト化を行い、「地域計画」の作成・見直し、農地中間管理事業の活用を検討するなど、農地の出し手と受け手の意向を踏まえたマッチングを行う。

③ 農地の利用調整と利用権設定について

○ 管内の地域の農地利用の状況を踏まえ、担い手への農地利用の集積が進んでいる地域では担い手の意向を踏まえた農地の集約化のための利用調整・交換と利用権の再設定を推進する。

また、中山間地域等の農地の区画・形状が悪く、受け手が少ない又は受け手がない地域では、農地中間管理機構の簡易な基盤整備事業の活用と併せて集落営農の組織化・法人化、新規参入の受入れを推進するなど、地域に応じた取り組みを推進する。

④ 農地の所有者等を確知することができない農地の取扱い

○ 農地の所有権等を確知することができない農地については、公示手続を経て農地中間管理機構を通じて利用権設定ができる制度を活用し、農地の有効利用に努める。

(3) 担い手への農地利用の集積・集約化の評価方法

担い手への農地利用の集積・集約化の進捗状況は、農地の集積率により評価する。

単年度の評価については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づく「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」のとおりとする。

3. 新規参入の促進について

(1) 新規参入の促進目標

	新規参入者数（個人）	新規参入者数（法人）
現状 (令和 5 年 2 月)	1 人 (2ha)	0 人 (0ha)
3 年後の目標 (令和 8 年 2 月)	2 人 (4ha)	1 人 (0.3ha)
目標 (令和 10 年 2 月)	2 人 (6ha)	1 人 (0.3ha)

(2) 新規参入の促進に向けた具体的な推進方法

① 関係機関との連携について

○ 長野県・全国の農業委員会ネットワーク機構、長野県農地中間管理機構と連携し、管内の農地の借入れ意向のある認定農業者及び参入希望者（個人、法人）を把握し、必要に応じて現地見学や相談会を実施する。

② 新規就農の促進に関する情報収集について

○ 木祖村、木曽農協等と連携し、農業委員や推進委員が新規就農フェア等に積極的に参加することで新規就農希望者の情報収集に努め、情報の収集に努め、新規就農の受入れとフォローアップ体制を整備する。

③ 企業参入の促進について

- 農地中間管理機構も活用して、企業の参入の促進を図る。
- 地域おこし協力隊員制度等を活用することで積極的に支援を行う。

④ 農業委員会のフォローアップ活動について

○ 農業委員及び推進委員は、新規参入者（個人、法人）の地域の受入条件の整備を図るとともに、後見人等の役割を担う。

(3) 新規参入の促進の評価方法

新規参入の促進の進捗状況は、新規参入者（個人、法人）の数により評価する。

単年度の評価については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づく「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」のとおりとする。

第3 「地域計画」の目標を達成するための役割

木祖村において作成された「地域計画」に基づき、農地を効率的かつ総合的に利用していくため、木祖村農業委員会は次の役割を担っていく。

- ・日常的な農地の見守りによる農地の適正利用の確認
- ・農家への声掛け等による意向把握
- ・「地域計画」で位置付けられた担い手への農地の利用調整やマッチング
- ・農地中間管理事業の活用働きかけ
- ・「地域計画」の定期的な見直しへの協力